

鹿屋市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市小型浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第18号）の一部を次のように改正する。

第7条中「60日以内」を「90日以内」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。